

熊本県告示第567号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成17年5月6日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 加入区の名 称
 栖本加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
 天草郡栖本町湯船原912番地1 倉本 武
 天草郡栖本町古江107番地3 倉本 正明
 天草郡栖本町古江100番地2 山崎 生男
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
 栖本漁業協同組合
- 4 縦覧期間
 平成17年5月6日から平成17年5月20日まで
- 5 縦覧場所
 栖本漁業協同組合

熊本県告示第568号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成17年5月6日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 加入区の名 称
 佐伊津加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
 本渡市佐伊津町2029番地 岡 常哉
 本渡市佐伊津町1938番地の2 金子 正
 本渡市旭町121番地 岡 嗣雄
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
 天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
 平成17年5月6日から平成17年5月20日まで
- 5 縦覧場所
 天草漁業協同組合本渡支所佐伊津出張所

熊本県告示第569号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成17年5月6日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 加入区の名 称
 崎津加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
 天草郡河浦町大字崎津526番地 浦壁 壮介
 天草郡河浦町大字崎津707番地 増田 正治
 天草郡河浦町大字崎津449番地 中鋪 潤也
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
 天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
 平成17年5月6日から平成17年5月20日まで
- 5 縦覧場所
 天草漁業協同組合崎津支所

熊本県告示第570号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 17 年 5 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区 の 名称
深海加入区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名
牛深市深海町 855 番地 沖崎 義明
牛深市深海町 2771 番地 新田 司
牛深市深海町 727 番地 9 山上 富生
- 3 法 第 113 条 第 1 項 の 申 出 を す る 漁 業 協 同 組 合
天草漁業協同組合
- 4 縦 覧 期 間
平成 17 年 5 月 6 日 から 平成 17 年 5 月 20 日 まで
- 5 縦 覧 場 所
天草漁業協同組合牛深総合支所深海支所

熊本県告示第 571 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 17 年 5 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区 の 名称
久玉加入区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名
牛深市久玉町 3109 番地 6 平山 健次
牛深市久玉町 2897 番地 宮内 道明
牛深市久玉町 3107 番地 3 松山 実
- 3 法 第 113 条 第 1 項 の 申 出 を す る 漁 業 協 同 組 合
天草漁業協同組合
- 4 縦 覧 期 間
平成 17 年 5 月 6 日 から 平成 17 年 5 月 20 日 まで
- 5 縦 覧 場 所
天草漁業協同組合牛深総合支所久玉支所

熊本県告示第 572 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 5 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
生き生き介護センターよしだ 玉名市六田 12 番地 2	有限会社吉田メディカル	平成 17 年 4 月 22 日

公 告**熊本県公告第 363 号**

県営須恵深田地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 17 年 5 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦 覧 の 期 間 平成 17 年 5 月 9 日 から
平成 17 年 6 月 3 日 まで
- 2 縦 覧 の 場 所 あさぎり町役場
- 3 縦 覧 に 供 す る 書 類 の 名 称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地明細書
(3) 清算金明細書

(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第364号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により美里町が実施する地籍調査事業を国土調査として指定したので、公告する。

平成17年5月6日

熊本県知事 潮谷義子

調査を行う者の名称	調査地域名	調査期間
美里町	境、大窪及び名越谷の一部並びに三加及び今の全部	平成17年5月6日から 平成18年3月31日まで